

**(3) 身体障害者等の利用に役立てるために車椅子の固定装置や昇降装置の設置など構造変更が
されている軽自動車**

☐ 減免申請書

☐ 自動車検査証の写し

☐ 写真（対象となる車両であることがわかる写真）

☐ リース車の場合は、契約書の写し

※納税義務者であるリース会社が使用者に対して軽自動車税種別割相当額をリース料金として請求する場合は、減免できません。

(4) 貧困により公私の扶助を受けているものが所有する軽自動車等

☐ 減免申請書

☐ 住民票が市外にある場合は、扶助を受けていることを証明する書類の写し

(5) 公益のため直接専用する軽自動車等

1. 対象者

(1) 社会福祉法人

(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条及び第 110 条に規定する社会福祉協議会

(3) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「NPO 法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

2. 減免の対象となる軽自動車等

次のいずれかの事業の用に直接専用する軽自動車等

(1) 社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる第 1 種社会福祉事業

(2) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる第 2 種社会福祉事業

(3) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 の 2 に掲げる第 2 種社会福祉事業

(4) 特定非営利活動法人が所有する車両の場合は、NPO 法別表第 1 号に規定する活動の用に直接専用するもの

3. 必要書類

☐ 減免申請書

☐ 自動車検査証の写し

☐ 前年度の運行記録簿の写し【直近 1 ケ月分】（運転記録がない場合は運行計画表）

※事業のために使用した合計距離が、全走行距離数に対して 50%以上であることを確認するために必要です。

☐ リース車の場合は、契約書の写し

※納税義務者であるリース会社が社会福祉事業者に対して軽自動車税種別割相当額をリース料金として請求する場合は、減免できません。

☐ 定款の写し（申請初年度のみ）